

## 第18章 その他の施策

### 第1節 尼崎市の環境をまもる条例

本市では、昭和48年に尼崎市民の環境をまもる条例を制定し、公害防止や緑化など環境保全対策に一定の成果をあげてきた。

しかし、事業者に対する規制等の施策に重きを置いた条例では、今日の多様な環境問題に十分対応することが難しくなってきたことから廃止し、行政、事業者、市民の三者が公平な役割分担の下に、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進することにより、良好な環境をまもり、築きあげ、これを将来の世代に継承していくために尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号）を平成13年2月から施行している。

尼崎市の環境をまもる条例は、「施策策定に係る基本方針」「環境基本計画の策定」「環境保全型社会の形成」、「市、事業者及び市民の参画及び協働」、ダイオキシン類の発生源の一つとされる合成樹脂やゴムなどの「燃焼行為の制限」、「地球環境保全」などの規定を設けるとともに、「炭化水素系物質の拡散防止対策」として、ガソリンスタンドなどの炭化水素系物質の貯蔵施設の設置者に対し大気中への拡散防止設備の設置を義務付けるなど、地域の生活環境から地球全体の環境までを配慮した幅広い内容としている。（第3編資料に全文掲載）

### 第2節 環境保全協定

本市の地理的、社会的状況に応じたきめ細かい公害防止対策を進めるため、昭和44年以来、市内主要工場と公害防止協定を締結してきたが、平成18年2月には、地球温暖化や省エネルギー、廃棄物の増大等の新たな環境課題に対応するため、協定の一部改定を行うと共に、名称を環境保全協定に変更した。さらに平成21年4月には本市が地方自治法による中核市へ移行したことに合わせて、それまで兵庫県、尼崎市及び事業者の三者により締結していた環境保全協定を廃止し、新たに本市と事業者の二者による環境保全協定を締結した。

新協定では、旧協定の内容の一部を見直しているほか、事業者が地球環境問題などの今日的な環境課題に自主的、率先的に取り組むとともに、それらの内容についてより積極的に情報公開を行うことなどを新たに盛り込んでいる。平成22年度末現在の締結工場は、36社37工場である。

表 - 169 環境保全協定内容

|                       | 年月日                     | 工場数                | 主な内容   |
|-----------------------|-------------------------|--------------------|--|
| 大気汚染防止協定              | 昭和44年<br>6月30日<br>9月24日 | 62社(69工場)<br>3企業団地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>硫黄酸化物の抑制</li> <li>重油の硫黄分 通常 1.7% 緊急時 1.0%</li> <li>事前協議制</li> <li>市の立入権限</li> </ul>   |
| 第1次<br>公害防止協定         | 昭和47年<br>2月16日          | 66社73工場<br>3企業団地   | <ul style="list-style-type: none"> <li>硫黄酸化物を工場重合着地濃度で規制</li> <li>自主測定の強化</li> <li>損害補償の明確化</li> <li>住民参加</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>                                       |
| 第2次<br>公害防止協定         | 昭和50年<br>3月28日          | 62社67工場<br>2企業団地   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大気、水質、騒音、振動、産業廃棄物の分野の総合協定となる</li> <li>窒素酸化物を新たに対象とする</li> <li>排煙監視テレメータ装置の設置(16社19工場)</li> <li>設備指導基準の導入</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> |
| 第3次<br>公害防止協定         | 昭和58年<br>3月23日          | 52社56工場            | <ul style="list-style-type: none"> <li>緑地整備、工場地の景観の確保、工場跡地利用、自動車公害の防止を加えて環境全般の総合協定となる</li> <li>窒素酸化物の総量抑制(増加も認める)</li> <li>水質汚濁防止対策として、COD、BODSSに加えて窒素、リンも低減に努める</li> </ul>                    |
| 第3次<br>公害防止協定<br>一部改定 | 平成18年<br>2月28日          | 41社42工場            | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全協定に名称変更</li> <li>環境保全対策の推進</li> <li>大気汚染、水質汚濁等の産業型公害への対応</li> <li>新たな課題への対応(自動車公害問題、土壤汚染問題、アスベスト問題など)</li> <li>情報公開の取組</li> </ul>                   |
| 環境保全協定                | 平成21年<br>4月1日           | 36社37工場            | <ul style="list-style-type: none"> <li>中核市への移行に伴い、兵庫県、尼崎市及び事業者の三者から尼崎市と事業者の二者で協定締結</li> <li>環境管理の徹底</li> <li>事故時等の臨機応変な対応</li> <li>情報公開の推進</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>      |

### **第3節 空地の適正管理**

空地の管理が不適切な場合、雑草等が繁茂し、蚊やハエが発生しやすくなり、またごみ等の投棄場所にされるといった状態になるなど、空地周辺の住民の生活環境にさまざまな影響を及ぼすことになる。

本市では、環境をまもる条例に基づき、空地の所有者等に対し雑草の刈取りや、ごみ等の排除など適正な管理を義務付け、管理不十分な空地の解消に取り組んでいる。

### **第4節 公害防止計画**

公害防止計画は、環境基本法に基づき、現に公害が著しいか、人口及び産業の急速な集中で公害が著しくなるおそれがあり、公害防止対策を講じる必要がある地域を対象に策定されるもので、計画に基づく公害防止対策事業に対しては国の財政上の措置が講じられることになっている。

平成4年5月26日付「社会的条件及び環境問題の様態の変化に対応した公害防止計画のあり方について」(中央公害対策審議会意見具申)では、都市地域の大気汚染対策、交通公害対策、都市内河川の水質汚濁対策など都市型公害に力点を置くとともに、地球環境問題への対応を初めて強調している。

本市を含む兵庫県東部地域は、昭和46年9月に公害防止計画策定地域の指定を受け、昭和47年度から昭和56年度までの10か年計画が策定された。これは更に昭和61年度まで延長された後、平成5年3月11日には、これまでの3地域(兵庫県東部、播磨南部、神戸)を兵庫県地域に一本化した平成4年度から平成8年度末までの5か年計画が策定された。その後、平成9年度から平成13年度、平成14年度から平成18年度の5か年計画、平成19年度から平成22年度の4か年計画が策定された。